

大使館便り

第211号 令和2年10月9日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

9月30日、茂木外務大臣がポルトガルを訪問しました。当地滞在中、茂木大臣はサントス・シルヴァ外務大臣との会談の他、レベロ・デ・ソウザ大統領を表敬いたしました。日本の外務大臣によるポルトガル訪問は2002年以来であり、日ポルトガル修好160周年である本年に茂木大臣のポルトガル訪問が実現したことを駐ポルトガル日本大使として非常に喜ばしく感じております。サントス・シルヴァ外務大臣及びレベロ・デ・ソウザ大統領ともに、茂木大臣のポルトガル来訪を機に二国間関係及び投資を中心とした経済関係を一層強化していきたいとの意向を示されました。会談及び表敬内容については外務省HPにも掲載されております。

また、最近ポルトガルにおける新型コロナウイルス感染症対応に関する私見を霞関会に寄稿いたしました。同霞関会は外務省に在職する、あるいは過去在職した者からなる一般社団法人として、「外交を身近に」をモットーに時事情報や世界中の大使による寄稿等が掲載されておりますので、お時間ある際にご覧いただけますと幸いです。

(外務省HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page24_001158.html#section1

(霞関会HP)

寄稿記事

<https://www.kasumigasekikai.or.jp/%ef%bc%88%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e7%89%b9%e9%9b%86%ef%bc%89%e3%83%9d%e3%83%ab%e3%83%88%e3%82%ac%e3%83%ab%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6/>

霞関会HP

<https://www.kasumigasekikai.or.jp/>

2. 政治・経済関係

(1) 7月貿易部門数値の発表

9月9日国立統計院(INE)は7月の貿易量変化に関する数値を発表しました。7月は輸出が前年比-7.3%(6月-9.8%)、輸入が前年比-21.2%(6月-22.6%)を記録しました。輸出個別部門では、燃料及び化学製品が59.5%、産業関連供給品が10%減少しました。輸入個別部門では輸送機器関連部品が37.5%、燃料及び化学品が53%減少しまし

た。一方で、貿易赤字は貿易量の減少から前年同月比4億3,100万ユーロ減の7億1,600万ユーロとなりました。

(2) 国内全土における緊急事態宣言への引き上げと宣言の延長

9月10日、政府は閣議にて15日以降ポルトガル全土を「緊急事態宣言」下に置くことを決定しました。リスボン首都圏の一部を除いた地域はこれまで一段階低い「警戒事態宣言」下にありましたが、本決定により、「警戒事態宣言」下にあった地域では集会での人数制限や商業施設等における制限が強化されます。リスボン首都圏及びポルト市においては、勤務者を対象に密集を避けるための時差通勤や複数の昼食時間の設定が指示されています。

(3) インテルカンパス社の世論調査結果—9月

9月14日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンパス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は37.4%（前月比2.2ポイント減）に減少しました。政府に協力的な姿勢を示している最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は24.3%（同0.5ポイント減）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は13.1ポイント（前月比1.7ポイント減）に減少しました。その他同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	4月	5月	6月	7月	8月	9月
社会党（PS）	35.4	40.3	40.0	39.0	39.6	37.4
社会民主（PSD）	23.3	23.3	24.1	23.9	24.8	24.3
左翼連合（BE）	11.9	9.0	9.8	10.4	8.5	9.9
シェーガ党（CH）	7.8	6.8	6.8	6.2	7.9	7.4
統一民主連合（CDU※）	5.8	5.9	6.2	6.2	6.1	5.5
民衆党（CDS）	3.9	3.6	4.1	4.8	4.4	4.3
人と動物と自然の党（PAN）	4.9	3.6	3.1	3.0	3.2	4.1
リベラル主導党（IL）	2.4	3.2	1.9	2.8	2.8	2.1
自由党（Livre）	0.7	0.7	0.8	0.4	0.4	0.9

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

(4) サントス・シルヴァ外相、ゴンサレス・スペイン外相と会談

9月15日、サントス・シルヴァ外務大臣はリスボンで、スペインのアランチャ・ゴンサレス・ラジャ外務EU協力大臣と会談を行いました。会談ではEU及び国際社会が抱える問題について議論を交わしました。会見では感染症蔓延に伴うポルトガル・スペイン間での国境封鎖の可能性について問われ、サントス・シルヴァ外相は、国境の封鎖は感染症を乗り越えるものではなく、二国間での協力及び両国の市民意識の向上が感染症を乗り越えるために必要である旨述べました。

(5) サントス・シルヴァ外相、ル・ドリアン・フランス外相と会談

9月18日、サントス・シルヴァ外務大臣は、フランスのジャン・イヴ・ル・ドリアン欧州外務大臣と会談を行いました。会談では、二国間経済関係や南欧EU関係、EU・トルコ及びリビア関係、英国のEU離脱問題等、多岐に渡る議題が話し合われました。アフリカの治安問題についても話し合われ、ル・ドリアン大臣は、ポルトガルのマリ及び中央アフリカでのPKO活動協力に感謝を示し、両大臣はギニア湾の安全を維持していく旨合意しました。両国経済関係において、サントス・シルヴァ大臣は、フランスはポルトガルにとって2番目の輸出相手国であり、3番目の輸入相手国である旨強調し、ル・ドリアン大臣は、「両国の歴史・文化及び、両国在住のコミュニティが両国の発展に多大な貢献をした」と述べました。また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国境の管理とEUレベルでの衛生対策の共有及び連携について同意しました。

(6) コスタ首相、国連総会で一般討論演説

9月25日、コスタ首相は国連総会でビデオによる一般討論演説を行いました。演説では現在国際社会が抱える衛生上の課題及び社会経済的影響に対処するため、国家間及び国際機関との協力強化の必要性を強調し、「国連は衛生上の課題解決を目指す取り組みの中心におき、我々はグテーレス事務総長が推進する人道支援を評価し、WHOの役割を評価する。ポルトガルは2021年上半期にEU議長国となるが、EUにおいては経済成長と雇用の回復を優先事項とし経済・社会・国家の弾力背向上に取り組む。また、開発協力及び上記分野における国連システムの強化も必要である。ポルトガルはWHO、国際移住機関、WFP、UNICEF、難民高等弁務官事務所の活動に理解を示し、各機関の能力向上に貢献をしてきた。世界の安全保障は、人口変動や自然環境の変化に伴う不平等な資源分配とは両立しない。我々には具体的な機会や希望とのバランスを計る、人間の尊厳に基づいた新しいグローバルな取り組みが必要である」と述べました。

3. 広報・文化関係

(1) 大使館主催「風呂敷講座オンライン版」

当館は、7月31日～9月11日までの金曜に、風呂敷講座を7回に分けて引き続きオンライン配信しました。各回、包み方を一つ御紹介するビデオ（約1分～2分のビデオ）を以下の大使館HP及びFBにて公開していますので、皆様ぜひご覧ください。

大使館 HP : https://www.pt.emb-japan.go.jp/itprtop_pt/11_000001_00221.html

大使館 FB : <https://www.facebook.com/embaixadadojapaoempportugal/>

(2) 大使館主催「書道ワークショップオンライン版」

当館は、9月18日～10月2日までの金曜に書道ワークショップを3回に分けてオンライン配信いたしました。大変好評でしたので、10月9日～10月16日さらに2回ワークショップを配信いたします。各回、簡単な日本語表現を書道にて紹介するビデオを大使館HP及びFBにて公開の予定ですので、皆様ぜひご覧ください。

大使館 HP : https://www.pt.emb-japan.go.jp/itprtop_pt/index.html

大使館 FB : <https://www.facebook.com/embaixadadojapaoemporgal/>

(3) パンデミック中のご自宅にいるお子さんへオンラインで昔話を届けよう。影絵×笛×太鼓で綴る日本の昔話「ももたろうのコロナ鬼たいじ」。

リスボン在住の影絵アーティスト田中紅子と、笛と太鼓のユニット「朋郎」が、ポルトガルと日本それぞれの国から影絵と音楽を制作し、日本の昔話「桃太郎」を全4話4回に分けて YouTube にて配信しています。桃から生まれた桃太郎が、コロナ鬼を退治に行く内容にアレンジされた、日本ポルトガル修好160周年記念イベント・コラボレーション作品です。なお、全話のリンク集が以下のリンクにて無料で視聴できます。

「ももたろうのコロナ鬼たいじ」・全話リンク集<日本語版>

https://www.youtube.com/playlist?list=PLdkva51EeXRijmcBcmmj8s9y_rydA0Izd

「ももたろうのコロナ鬼たいじ」・全話リンク集<ポルトガル語版>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLdkva51EeXRjhwweLiXLI2DilWZ819L7>

お問い合わせ・URL:<http://www.benikotanaka.com/>



(4) 「日本漢字能力検定」の開催

日本漢字能力検定協会主催の「日本漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。

詳細については下記までお問い合わせ下さい。

(ア) 検定実施日時：2021年 1月30日（土曜日） 13：30

(イ) 準会場：リスボン日本語補習授業校（D. Pedro V 校）

(ウ) 住所：Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal

(エ) 出願受付期間 2021年 10月 19日（月）～11月 30日（月）

(オ) 検定級（2級～10級）

(カ) お問い合わせ・申込み：リスボン補習授業校のサイト lisbon_school@yahoo.co.jp

*お申込みの際には、氏名（姓・名）、フリガナ（姓・名）、受験級、生年月日（西暦）が必要です。

(5) お知らせ

(ア) キヤノン・ヨーロッパ財団の研究奨学金

キヤノン・ヨーロッパ財団は、あらゆる研究分野を対象に、修士・博士研究者向け研究奨学金を支給します。詳しくは、下記をご参照下さい。なお、本奨学金の願書締め切りは、新型コロナウイルス感染拡大により、2021年2月15日(月)まで延長されました。

支給期間：2021年9月～2022年12月

願書提出締め切り：2021年2月15日(月)

URL (願書・関連情報)：www.canonfoundation.org

(イ) 広報文化班からのお知らせ

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ (日本語)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(イ) なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害(感染者であるかのごとく扱われる被害)等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願い致します。

(2) 在留資格保持者の再入国について

令和2年8月28日、日本国政府は、8月31日までに再入国許可(みなし再入国許可を含む)をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者に対し、出国日に拘わらず、9月1日(本邦到着分)以降の再入国を認めることを決定しました。詳細については、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

(3) ビジネス人材等の新規入国措置

令和2年9月25日、日本国政府は、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、同年10月1日から、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました(防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める)。措置の詳細及び具体的な手続方法は当館領事班までお問い合わせください。

(4) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

このたび、日本国内の6空港(成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港)において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(5) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の所在地や緊急連絡先又は日本国内の連絡先等を確認の上援護活動を行っています。

当館でも、皆様に提出いただいた在留届により、連絡先の把握、大使館からの海外危険情報や広報文化活動などの情報提供、緊急時の連絡網整備、安否確認に役立っているところです。このため、ポルトガル国内での転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた後、引き続きこの大使館便りをご覧くださいの方は、速やかにその旨を下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

また、皆様の友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

(6) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちら：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(7) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録され、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについてはこちらをご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(8) マイナンバーカードの取得について～在外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(9) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに E-mail にてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp